

広報 みやこ

2007



2

お花、
かわいいね

みやこ町ホームページ
みやこ町 E-mail アドレス

<http://www.town.miyako.lg.jp/>
miyako@town.miyako.lg.jp

調査報告書

議会不納欠損処理調査特別委員会の調査報告を受けて

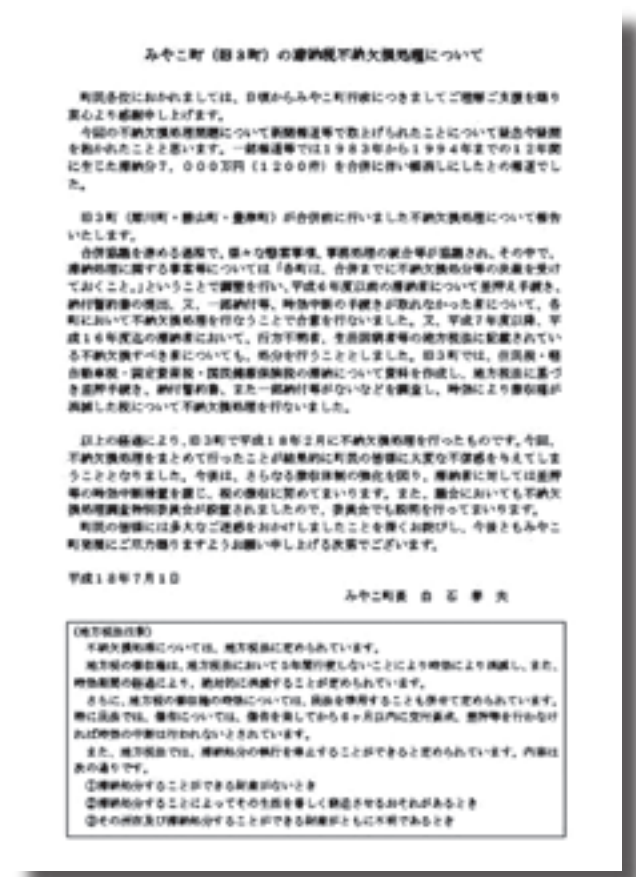
町民のみなさまにおかれましては、日頃から町政運営に関してご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。さて、みなさまも報道などでご承知のとおり、合併前の旧3町で行った不納欠損処理に関して、その手続きの適否と事務処理の厳格性が昨年来、問題となっておりまして。この問題の究明のために昨年7月、議会内に15人の委員による「みやこ町議会不納欠損処理調査特別委員会」が設置され、極めて厳格に調査が行われたところであり、昨年12月22日付の調査結果をまとめた報告書の中で多くのご指摘をいただいたところです。その結果を受け、改めてこの度の問題についてこれまで多くの住民のみなさまにご心配をおかけしたこと、あるいは、納税事務処理などに関して不信感を与えましたことを心からお詫び申し上げます。申すまでもなく、納税は行政の根幹をなすものであり、納税なくして行政は成り立ちません。故にその徴収につきましても、公平公正であらねばなりません。如何なる税金

も納付していただくことが当然であり、安易に滞納を容認するような事務処理はできません。そのため、滞納処分などは法令に基づき慎重に事務手続きを行うことが必要です。この度の問題の内容と調査結果につきましては、報告書の中で詳しく記されておりまして、改めて申し上げますが、今回の欠損処理、あるいは、その後の事務処理については、もう少し丁寧に行うべきであったと考えています。

委員会では指摘された各々の問題点や改善点を真摯に受け止め、機構改革の中で、早急に徴収専門部署を創設するとともに、職員の更なる資質向上に努め、徴収体制の強化に取り組み所存です。この度の調査では、単に旧3町の不納欠損処理の適否という問題だけでなく、個人情報保護や政治倫理などについても問題提議されました。このことにつきまして今後検討すべきだと思っております。いづれにいたしましても、

この度の一連の問題を厳粛に受け止め、反省すべき事項は早急に改善することをお約束いたします。最後になりましたが、町民の代弁者として真相の究明にあられた議会不納欠損処理調査特別委員のみなさまの取り組みに対しまして、心から敬意を表しますとともに、今後の町政につきまして何卒、町民のみなさまのご理解をお願い申し上げます。

みやこ町長 白石 春夫



↑平成18年7月1日に旧3町（犀川町・勝山町・豊津町）の不納欠損の処理について、町民のみなさまに配布された「みやこ町（旧3町）の滞納税不納欠損処理について」

contents

巻頭
調査報告書 P03-11

—議会不納欠損処理調査特別委員会—



イベント盛りだくさん P12-13



みやこの話題 P18-19



特集
小さなことからコツコツと P20-28



1月12日から勝負事のお供、そして受験生のお守りとして、JA福岡勝山採れたて市場に並んだ「勝山米」。今年度から販売を始めましたが、以前からお客さんに勝山米の「勝」という文字は縁起が良く、「験を担ぐために勝山米をお守りとして販売してください」と要望があったそうです。

JA福岡勝山採れたて市場店長の宮下浩一さんは「勝負事への必勝祈願米です。受験生のみなさんにもぜひ、身につけてほしいですね」と語っていました。

お米は正八幡宮でお祓いを受けています。詳しくはJA福岡勝山採れたて市場（☎32・2931）まで（左は吉田大佑さん、右が宮下浩一店長）



特別委員会調査報告

多くの改善点を指摘 事務処理に怠慢やあいまいさも



議会不納欠損処理調査特別委員会
委員長 浦橋忠義

町民のみなさんに何かと不安や不信を抱かせた税の不納欠損処理問題。議会といたしましては、昨年6月定例会において、調査特別委員会を設置し、実態の解明と調査に取り組んで参り、先の12月議会において調査報告書が可決されました。

ここに、その概要（抜粋）をお知らせします（わかりやすく、平易な表現に直し、難しい行政用語には注釈をつけています）。なお、報告書の全文と添付資料一式は事務局にありますので、閲覧ができます。ご入り用であれば、コピーをお渡しすることができます（町の規定により有料です）。

特別委員会設置の背景

平成18年6月1日付け、某新聞の社会面のトップに「みやこ町 滞納税7000万円帳消し旧3町長 合併直前に決裁」との見出しで旧3町長が合併前に処分した税の不納欠損処理の実態が大きく報道され、広く町民の知るところとなりました。

税の不納欠損処理は、地方税法の規定により、一定の要件があれば、地方公共団体の長の行政執行権においてできる行為であります。

しかしながら、今回の処分は、件数、金額ともに通常の想定以上のものであり、合併を前にした「駆け込み処分」ととらえられかねません。

このままでは、町民の納税意識の低下はもとより行政そのものへの不信につながり、多くの町民の間に、手続きが適正であったかどうか、事務処理はちゃんとされたかについて究明すべきという声が増しに高まっていたものです。

特別委員会の設置

このような背景をふまえ、議会としても何らかの行動権限を行使すべきとの声があり、昨年の6月定例議会において、不納欠損処理調査特別委員会の設置が可決されました。

これにより、この調査の権限が特別委員会に付託されることとなり、7月4日に特別委員会が正式に設置されました。

た。なお、委員会の構成は、表6のとおりです。

調査の案件

本特別委員会の調査の案件は、「平成17年度における税の不納欠損処理に関する事項」です。

旧3町の税の滞納状況

介護保険料を含め、

5億1千万円超に

今回、旧3町の合併前の滞納額は、下表のとおり、約5億1200万円でした。

不納欠損処理に至るまでの経過と最終欠損処理額

3町合併協議会において、17回の税務分科会を開催し、税に関する諸問題の協議を重ね、不納欠損処理については、「合併前までに検討を行い、処理を行うようにとのことでした。」（税務課長談）

最終的な不納欠損処理の決裁がされたのは、旧犀川町では、平成18年3月1日。旧勝山町では、平成18年2月27日。旧豊津町では、平成18年2月28日施行予定（決裁日空白）。その後、平成18年3月8日に、対象者を1人減、固定資

表1 税の滞納状況 (単位：円)

区分	町民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	計
犀川町	24,659,332	26,651,133	2,647,000	41,220,215	2,613,715	97,791,395
勝山町	28,101,310	73,687,029	4,069,150	87,438,440	-	193,295,929
豊津町	33,126,100	86,454,748	6,036,300	91,065,671	4,906,924	221,589,743
計	85,886,742	186,792,910	12,752,450	219,724,326	7,520,639	512,677,067

(注) 介護保険料は、平成12年から徴収が始まり、今回の不納欠損処分の対象にはなっていませんが、滞納状況の把握上必要と思われるので、掲載しています。

議会不納欠損処理調査

延べ20回、58時間の調査・分析を行い

表2 不納欠損処理額

	当初報告		最終報告	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
旧勝山町				
町民税	91	2,810,850	95	2,838,230
固定資産税	189	4,633,360	189	4,633,360
軽自動車税	127	669,200	127	669,200
国民健康保険税	145	8,829,500	145	8,829,500
合計	552	16,942,910	556	16,970,290
旧豊津町				
町民税	136	5,356,900	101	2,430,444
固定資産税	164	5,086,760	121	3,876,020
軽自動車税	235	910,200	164	536,200
国民健康保険税	271	19,575,853	158	11,915,873
合計	806	30,929,713	544	18,758,537
旧犀川町				
町民税	34	15,049,640	34	10,334,588
固定資産税	40	952,834	40	952,834
軽自動車税	41	197,600	41	197,600
国民健康保険税	43	4,134,927	43	4,134,927
合計	158	20,335,001	158	15,619,949
旧三町計				
町民税	261	23,217,390	230	15,603,262
固定資産税	393	10,672,954	350	9,462,214
軽自動車税	403	1,777,000	332	1,403,000
国民健康保険税	459	32,540,280	346	24,880,300
合計	1,516	68,207,624	1,258	51,348,776

産税28万8400円を減額する変更をしています。

今回、旧3町が不納欠損処理した税目別の件数、金額は、表2のとおり、4回にわたり訂正がされ、(紙面の都合上、途中の修正は省略しています)最終的には、3町合計で、町民税230件、1560万3262円、固定資産税350件、946万2214円、軽自動車税332件、140万3千

円、国民健康保険税346件、2488万300円となり、これら4税を合わせると、件数は、1258件。金額は、5134万8776円となり、当初報告と比較すると、件数では258件、金額にして1685万8848円の減となりました。不納欠損処理額が4回にわたり変更、修正がされていることは、欠損処理が極めて安

易かつずさんであったかの表れであり、担当者の事務処理とともに決裁権者の決裁の厳格性が改めて問われるところ

調査の方法

説明員の出席や個別票の洗い出し、証人の招致などの方法でより具体的に調査

調査にあたっては、地方自治法(以下、「法」といいます。)第100条の規定による関係者の出頭及び証言、記録の提出など、本特別委員会に与えられた方法を採用し、具体的、系統的に進めました。概要は次のとおりです。

なお、それぞれの方法により明らかになった課題、問題点については、後述します。

記録及び資料の提出

調査の着眼点ごとに関係する証拠記録や資料の提出を求めました。

説明員の出席

証拠記録や資料についての詳細の説明のため、旧町の税務課長や関係係員の委員会への出席を求めました。

滞納者個別票の精査

不納欠損処理の何書の基礎資料となる各滞納者の個別票をすべて閲覧、洗い出しをし、不納欠損処理が合法的に処理されているか、特に、時効中断の措置が適切に講じられているかについて精査を行いました。

証人の招致と尋問

10月4日、同11日及び11月15日の3日間にわたり、今回の欠損処理の最終決裁権者である、畑中茂広旧豊津町長、白石春夫現みやこ町長、梅本正旧勝山町長の3氏を証人として招致しました。なお、尋問記録の抜粋は、表4のとおりです。

関係上級機関への照会

今回の分析にあたり、疑義や法的解釈が問題になった点については、上級機関に口頭または書面で照会しました。11月9日には、正副委員長と事務局長が直接出向き、指導、助言を仰ぎました。主な助言は次のとおり。

①不納欠損処理の取り扱いは、税法に基づき執行すべき。一般的に、時効中断となる行為

が正当に行われていたか否かの判断は、事実確認がなければできないもの。もし、時効中断の措置が何らされていないとの判断に立てば、徴収は不可能ではないか。

② いずれにしても当事者間で結論を見出すことが先決で、今回の件は、個人情報情報からも本特別委員会そのものが介入し、判定を下すことはできないのではないか。

③ 今後は、最小限、決算特別委員会などのチェック機能を有する体制を整え、早急な改善を行うことが新たな不納欠損を伴わないことにつながる。

④ 最終的には、執行権者の判断によるものである。



↑ 11月8日に行われた委員会の様子

明らかになった課題や問題点

資料の分析やより詳しい調査により、多くの問題点が浮き彫りに

(1) 資料調査と説明員の聴取により明らかになった問題点

① 3町に共通する 課題、問題点

ア、不納欠損処理に関する文書のほとんどに、決裁年月日や施行年月日など重要な箇所が空白が見られる。決裁の法的効力に疑義はないか。

イ、滞納者の訪問記録や個別記録が詳細に残っておらず、適正な時効中断措置がなされたのか、文書保存規程との整合性は保たれたか、などの法的根拠が曖昧である。

ウ、今回の処分にあたって、

督促状、催告状の発送、訪問指導などの時効中断措置や差し押さえ措置など、町としての事務処理がどのように行われているのか、その努力の跡が具体的に判明しない。

エ、今回、不納欠損処理の該当者の中に、町政治倫理条例に規定される者がいたか。いたとすれば、該当者に対する徴収記録など事務処理はどのようにされたのか。

オ、委員会の開催の都度、数値の修正、書類の差し替え、抹消など事務処理の不手際が随所に見られるが、最終決裁者として、起案文などを精査、確認してきたのか。

カ、新聞報道では、今回の処理についての旧3町長の見解や基本的な考え方がかなりの差がある。合併に向かって同一、共同歩調をとってきたはずであるが、これだけの

キ、極めて短期間のうちに、これだけ重要な処理がされているが、徴収猶予などの税制上の措置がどうとられたのか曖昧である。徴収に関する具体的なフローチャートを提示すべきである。

ク、・欠損処理された者の氏名は、全員公表すべきではないか。

・公表には、プライバシーの保護を勘案すべきであるが、政治倫理条例の対象者(公職にある者、またはあった者)の氏名は公表すべきである。

ケ、本人死亡後の相続人または納税管理者に対する納税指導は、どのようにされてきたか。

コ、合併に至るまでの旧町ごとの税目別滞納状況の把握は、

的確にされていたか。

・昭和56年から平成6年に至るまでの滞納簿の整理は、完全にできていたか。
・合併時点での町ごと、税目ごとの滞納額の把握は、できていたか。

② 旧町個別の問題点など

(旧犀川町の問題点)

固定資産税において納税管理人などの事務手続きは的確に行われていたか。また、動産、不動産の調査、確認はどのようにされたのか。

(旧勝山町の問題点)
町外に転出した滞納者の追跡調査など、転出後の事務処理は的確にされていたか。

② 滞納者個別票の精査により明らかになった問題点

(旧豊津町の問題点)

ア、一旦不納欠損処理したものを諸般の事情で撤回、変更ができるか。
・どのような事実が判明し、何を根拠に撤回したのか。
イ、平成3年から平成6年までの固定資産税滞納額20万8400円を一旦不納欠損処理したにもかかわらず、本

人の申し出により町が収納できるか。

ウ、平成18年2月28日に欠損処理予定となっているのに、同3月7日に金融機関が領収しているがこの事実関係は。

滞納者の個別票を精査した結果は、表3のとおりで、この結果から明らかになった主な課題や問題点は、次のとおりです。
1、差し押さえ、納付誓約書の

2、所在不明者について、公示通達や転出後の追跡調査が適切にされていない。

3、死亡者分についても、8割以上が不動産所有の実態調査や納税管理人の指定の届け出などの措置を講じないまま欠損処理している。

4、欠損処理をするには、個別関連書類や証明書などによって確認されなければならないが、それがされていない。

5、差し押さえによる時効中断措置がされているにもかかわらず不納欠損処理をしていない。
6、収納された国民健康保険税を過年度分にも充当すれば、時効中断になるにもかかわらず、ほとんど現年度分に充当されている。
7、軽自動車税については、納税義務者と使用者の現況把握ができていない。
8、欠損処理が妥当か否かの

証言記録 (要旨)

表 4-1 (1) 畑中茂広証人

NO	基本尋問項目【上】	証言(要旨)【下】
1	本年3月に執行した不納欠損処分をどう考えているか。	地方自治法や旧豊津町の取り扱い規程に基づいて行ったものと認識している。ただ、町民、議会、執行部当局、善良な納税者に不信と心配をおかけしたことは、当時の執行者として深くお詫びをしたい。
2	「合併後、新町に迷惑をかけたくなかった」と新聞報道がされたがどういう気持ちだったのか。	合併は、半世紀に一度の大事業である。当時の町長として、合併前のさまざまな問題を解決していくことを町民に約束をしている。「いろいろな事務の積み残しはしない。解決していく。」という意味を申し上げたつもりである。
3	一旦不納欠損処分したものを撤回、変更しているが、どのような法的根拠で施行したのか。	最初の決裁の中身が間違っていた。事務ミスを決裁したわたしの責任はぬぐえない。同じ法的根拠で事務の精査の結果、変更が生じたものと理解している。
4	当時の不納欠損処理伺書に決裁日や施行日が空白になっているがどう考えるか。	必ず記入されていなければならないというのが原則。決裁者として不十分さを認めざるをえない。深くお詫びしたい。
5	欠損処分の該当者に公職または公職にあった者はいたか。その認識はあったか。	税の滞納、収納について、そのかたの仕事、身分は問わない。公職か否かのチェックは行政処分においては、勘案しない。

表 4-2 (2) 白石春夫証人

NO	基本尋問項目【上】	証言(要旨)【下】
1	本年3月に執行した不納欠損処分をどう考えているか。	滞納分の執行停止は、一定の条件を備えたものについて処理することが義務づけられている。わたしどもは、常に法に基づいて事務事業を執行している。
		「時効が完成したものだと思っていた」と新聞報道がされたがどういう気持だったのか
2	「適切な措置ではなかった。町民に「逃げ得」と批判されても仕方がない。」との新聞報道がされたが、どういう気持だったのか。	5月31日の他の会議の折に、記者から質問を受けた。「記憶の定かでない部分は、コメントできない」と断っており、大変憤慨している。もう少し親切的な報道体制があってもいいと思った。
		当時の不納欠損処理伺書に決裁日や施行日が空白になっているがどう考えるか。
3	当時の不納欠損処理伺書に決裁日や施行日が空白になっているがどう考えるか。	施行予定日は特別の事情がない限り、担当課で上げてくることはない。保存期間は、条例で規定しているのだから、記入するのが当然である。監督不行届もあり反省している。
		欠損処分の該当者に公職または公職にあった者はいたか。その認識はあったか。
4	欠損処分の該当者に公職または公職にあった者はいたか。その認識はあったか。	確認はすべきであったと思うが、現職でない限り、その方法は取れない。
		委員会の都度、数値の修正、書類の差し替え、抹消など事務処理の不手際が見られるがどう考えるか。
5	委員会の都度、数値の修正、書類の差し替え、抹消など事務処理の不手際が見られるがどう考えるか。	重々反省している。関係課全員で対応するようには指導しているが、連絡がうまく取れないことがある。今後、職員体制を含めて十分な対応を考えていきたいと思っている。

書類がなく、経過年数のみによって処分がされている例がかなり見られる。

(3) 証人尋問により明らかにした課題及び問題点

3日間にわたり畑中旧豊津町長、梅本旧勝山町長、白石現みよや町長を証人として招致し、尋問を行いました。

基本尋問に対する証言記録の要旨は、表4のとおりですが、これにより明らかになった課題及び問題点は、次のとおりです。

皆さんの決裁や事務処理が明らかに

- 1 納付誓約書が提出され、一旦不納欠損処理になった者が滞納税を納付したことに對して、適正な判断が示されなかった。
- 2 納付能力のある者も処分している例があり、税の徴収事務のずさんが見られる。
- 3 時効中断の措置が適切にとられていない。

4 町民税と県民税は同時に徴収するが、その仕分けが曖昧である。

5 差し押さえによる時効中断措置を講じているにもかかわらず、欠損処理を行った事実が判明した。決裁のずさんさの表れである。

6 旧豊津町においては、平成17年6月にも欠損処理がなされており、通常とは異なる時期に処理がされている。

7 欠損処理の決裁は総括決議書のみでされており、個別の票の確認を怠っている。

8 滞納処分の執行停止要件に該当するにもかかわらず、決裁を怠っており、町長としての権限不行使による怠慢である。

(注) 1と6は、旧豊津町での問題点で、その他はほとんど旧3町に共通する問題点です。

6つの具体的な取り組みを提言

ア、個々の滞納者カードを電算処理化し、時効中断の措置や滞納者の現況が常に把握できるシステムの構築を図る。

イ、徴収事務や法的解釈が代々の担当者によってまちまちであり、実務の基本となる「徴収実務・不納欠損処理マニュアル」(仮称)を作成し、常に一貫した事務処理が図られる体制の確立を図る。

ウ、確実かつ遺漏のない事務

処理には、担当者の資質とやる気が不可欠であり、担当職員の徹底した実務研修の実施と専門職員の配置を図る。

エ、将来的には、税や使用料などを一体的に徴収する「徴収課」(仮称)の設置も検討する。

オ、滞納者に対しては、納付誓約書の提出、差し押さえなど確実に時効中断措置を講じる。

カ、生活保護認定者について

表 4-3 (3) 梅本正証人

NO	基本尋問項目【上】	証言(要旨)【下】
1	本年3月に執行した不納欠損処分をどう考えているか。	みなさんがたにご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。不納欠損については、適正に処理されていると認識している
		「適切な措置ではなかった。町民に「逃げ得」と批判されても仕方がない。」との新聞報道がされたが、どういう気持だったのか。
2	「適切な措置ではなかった。町民に「逃げ得」と批判されても仕方がない。」との新聞報道がされたが、どういう気持だったのか。	いろいろ質問があった中で、「適正ではではなかった」と言った面はあるかも知れないが、これが不納欠損が適正ではなかったという認識はない。“逃げ得”とかそういうことではない
		当時の不納欠損処理伺書に施行日が空白になっているがどう考えるか。
3	当時の不納欠損処理伺書に施行日が空白になっているがどう考えるか。	普通、起案文は決裁日を空白にして上がってくるので、決裁日が即施行日と考えていた。
		欠損処理の該当者に公職または公職にあった者はいたか。その認識はあったか。
4	欠損処理の該当者に公職または公職にあった者はいたか。その認識はあったか。	いなかったと思っている。

表 5-1 委員会の開催記録

回	開催月日 出席委員	調査内容及び出された意見・問題点など
1	7月4日 14人	・委員長に浦橋忠義委員、副委員長に小田勝彦委員を選任・今後の調査スケジュール、方法などについて・執行部に対する資料請求は、委員会でまとめて行う。
2	7月19日 12人	・今後の会議の進め方、調査の方法、会議中の申し合わせ事項の確認(各回とも議事録の作成を確認)・説明資料の提出要求の確認(請求資料の精査は正副委員長で行う)。
3	7月26日 13人	・不納欠損処分額についての提出資料の説明(税務課長)・委員から資料不足や一部個人情報記述について指摘あり。一旦回収の後再度作成し、各委員に配布。
4	8月2日 11人	・配付資料中、滞納者の個人名の抹消漏れあり。資料の回収などで意見が出る。今後の慎重なる取り扱いを町長に申し入れ(資料の具体的検討まで至らず)。「当該者との話し合いが先では」との意見あり。
5	8月9日 14人	議事前に町長、本件調査にかかる事務処理の不手際を謝罪。・書類の精査は、旧犀川、豊津、勝山の順に全員での合同調査とする。・旧犀川町の関係資料の説明、質疑。
6	8月16日 11人	・旧犀川町の資料に対する質疑と指摘事項の協議。・旧豊津町の処分経過と処分事由の実態調査。【出された意見】・一旦処分したものを本人の納入で撤回可能か。・民法の規定により、本人の納入意思があれば撤回できるのでは。※町長により正確な精査報告書の提出を求める。

改善点と指摘事項

(1) 資料調査、説明員の聴取、滞納者個別票の精査などにより明らかにした課題及び問題点に対する改善、指摘事項

6ページ以下に記述のとおり、資料の詳細の調査、説明員からの聴取更には滞納者個別票の精査などにより多くの課題や問題点が明らかになりました。いずれも早急かつ全庁あげて取り組みなければならぬ課題、問題点であり、その改善策を次のとおり指摘しました。

① 総括的な改善点

役場庁内に関係者によるプロジェクトチームを早急に設置し、税を初め公納金の滞納状況を詳細に把握し、滞納一掃に計画的に取り組むこと。

この取り組みを進めるにあたっては、必ずその成果の達成期限を明確にするとともに、常に取り組みの進捗よく状況をチェックし、議会や駐在員会などに報告すること。

プロジェクトチームの具体的な手法、取り組みの内容は次のような点が考えられる。

を整備する。

二、納入された税額を現年度分のみに充当するのではなく、滞納している過年度分にも一部充当し、時効中断の措置になるよう効果的な収納を図る。

(注) 金額にかかわらず滞納金の一部でも納入されると、その時点で時効が中断します。

(2) 証人尋問により明らかにした課題及び問題点に対する改善、指摘事項

3人の証人の尋問により明らかになった課題や問題点に對しては、改善策として次の8点を指摘しました(指摘事項は、先に述べた資料の分析から明らかになった問題点に対する指摘と重なるものもあります)。

国民健康保険税については

一、他の税に比べ負担が高額になるので、町民が気軽に納税相談ができる役場内の体制

軽自動車税については

死亡後も税が賦課されている例が多く、納税義務者と車の使用者の把握が的確にされていない。住民課と税務課の

滞納者の的確な把握と

常に時効中断の措置を

1、早急に法的に正しい判断をするとともに職員を意識改革を促し、職務に専念させる。

2、本人の資産状況を的確に把握するとともに納付能力があるか否かを厳格に判断し、安易な不納欠損処理は行わない。

3、滞納分に対する時効中断

の措置（納付の誓約、差し押さえなど）は、税法の規定に基づき、厳しく講じていくよう担当者に徹底する。あわせて、滞納者の個別徴収記録を整備し、常に状況が把握できる資料を整備しておくとともに、年1回はすべての個別徴収記録のチェックを励行する。

4、県民税の担当部署と常に連携を保ちながら、町県民税の按分算定ルールに基づいた的確な処理を行う。

5、時効中断措置が確実に把握できる記録の整備とともに担当者の職務専念意識を改めて喚起する。

マニュアルの作成や事務決裁 規程の見直しと徹底を

6、「不納欠損処理マニュアル」（仮称）を作成し、不納欠損処理の時期や手続きを明確にする。

7、滞納関係書類の確実な保存とともに決裁区分を明確に

する「事務決裁規程」の見直し、徹底を図る。

8、不納欠損処理すべきか否かの判断能力を含め、職員資質の向上のための実務研修を計画的、効果的に実施する。

まとめ

最終決裁者や担当者に重大な責任。

公職にある者の滞納に対する手立ても提言。

（1）最終決裁権者の責任

最終決裁権者である

町長の責任は重い

地方自治法第138条の2により、町政の最高責任者たる町長は、自らの判断と責任において町の事務を誠実に執行する義務を負います。

とりわけ、税の賦課徴収は、町の行政運営の基本になる事務であり、公平かつ厳正になされなければ、行政と住民との信頼関係が損なわれ、町の存続そのものにも影響しかねない重要な事務であります。

表5-2 委員会の開催記録

回	開催月日 出席委員	調査内容及び出された意見・問題点など
7	8月30日 13人	・前回までの、旧犀川、旧豊津町の関係資料に対し再度質疑・旧勝山町の処理経過と処分事由の実態調査。・不納欠損処理上の問題点の洗い出し。・旧豊津町での欠損処理後の納入のうち、督促手数料の受け入れは正確になされたか。・不納欠損額の正確な数値の議会報告を求む
8	9月5日 14人	・前回指摘事項の再確認及び再質疑。・不納欠損処理上の課題・問題点の洗い出し（旧3町共通の課題。旧町個別の課題に分類）。・担当課長から前回委員会での指摘事項の説明・中間報告の素案を検討（現時点で委員会として把握している問題点・課題を報告書に計上）。・今後の調査スケジュール、調査方法などの調整。
9	9月15日 14人	担当課長から前回委員会での指摘事項の説明・中間報告の素案を検討。（現時点で委員会として把握している問題点・課題を報告書に計上）・今後の調査スケジュール、調査方法などの調整。
10	9月29日 10人	・課題、問題点に対する今後の調査の進め方、手法。・証人招致の進め方。尋問内容などの確認。
11	10月4日 15人	畑中茂広旧豊津町長、白石春夫みやこ町長を証人として招致。尋問（証言の概要本文のとおり）。
12	10月11日 14人	・梅本正旧勝山町長を証人として招致。尋問（証言の概要本文のとおり）。・10月4日開催の証人招致のまとめ。・今後の調査スケジュールの確認。
13	10月18日 13人	・町長から欠損額の誤報の謝罪あり。・旧犀川分対象者の個票審査のまとめ報告。旧豊津、旧勝山分の個票を審査。
14	10月25日 13人	開議前に欠損処理額の誤りについて町長から陳謝と訂正あり。・旧犀川分の欠損決議書個票のまとめを説明。
15	11月1日 12人	・前回に引き続き旧豊津、旧勝山分の個票を審査（2班に別れ）
16	11月8日 14人	・3証人の証言から明らかになった課題、問題点を洗い出し。・再度次回に3証人の招致を求めることを確認
17	11月15日 13人	・3証人の招致、尋問。梅本(10:00)、白石(13:00)、畑中(15:00)各氏。
18	11月22日 11人	・町長から欠損額の最終報告あり。・旧3町ごとの個票の分析結果の報告（事務局）。・尋問及び個票の精査から明らかになった課題、改善策の提出依頼。
19	11月29日 12人	証人尋問により明らかになった課題、問題点及びその改善、指摘事項の検討・報告書の素案は、正副委員長会議で検討する。
20	12月8日 11人	・報告書の素案の検討（指摘された事項は、事務局で修正し、全員に提示する。実質的な委員会は本日を持って終了とする）。

今回、旧3町が合併前に執行した処理は、手続き上至る所に

にすぎさん、怠慢がみられ、これを最終決裁した当時の町長の責任は極めて重いものがあります。

本委員会には、処分権限はもとより具申権限もありませんので、具体的な処分内容を明記することはできませんが、旧3町長にあっては、それぞれの立場に応じて、しかるべき責任をとるべきだと強く指弾いたしました。

（2）担当者の責任

町民は、役場庁舎の窓口の職員との信頼関係によって安心して快適な日々を送ることができるものです。町税やその他使用料も職員への信頼があればこそ、厳しい家計の中か

らでも負担をしているものでもありません。

しかしながら、今回の処分にかかる実務を分析してみますと、極めて安易かつ怠慢であったことが判明しました。現に町民の中には、「町が信用できなくなった」、「もう税金は払わない」との声があり、担当者の責任も重大であります。

時効中断の措置が万全にとられなかったことは

担当者の職務怠慢

町は、滞納者に対する納税の啓発、税の分納誓約書の提出など最低限の時効中断の措置は必ずしなければならぬものです。それさえ完全になされていないことは、徴収の

職員が不足し、現年分の税の徴収に東奔西走しているといえ、担当者の怠慢といわざるをえません。結果的に、本来徴収すべき税がとれなくなったことになり、間接的に町の収入減をきたしたといっても過言ではありません。

この意味からすれば、直接の担当者の責任も免れるものではなく、それを指導監督する立場にある課長の責任もいうに及ばず、です。

服務監督権者（町長）は、地方公務員法の規定に基づき職員懲戒審査委員会の設置も含め、町民が納得できる処分を検討すべきであります。

（注）地方公務員法では、職員に処分すべき行為などがあつた場合は、懲戒処分をすることができますが、その手続きについては、本町では、規則で9人以内で組織する「職員懲戒審査委員会」を設置し、審議をすることになっていま

（3）公職にある者の

公納金の完納指導

今回の調査の段階で、滞納者の中に公職にある者がいたことが判明しました。

町民の信託を受けて公職としての地位にある以上、みやこ町政治倫理条例第2条に規定されているように、「町民全体の代表者として品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み」また、「全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め」なければならないことはいうまでもありません。

公職者の滞納には厳しい対応を

政治倫理条例の執行管理責任者である町長としても、このことを重大に受け止め、仮に公職にある者の滞納が発生した場合は、国税徴収法の規定に基づく差し押さえをすべきであります。

また、公職者の町民税の徴収にあたっては、みやこ町税条例第44条の規定に準じ、特別徴収をすべきであると思われ

（4）むすび

改善、指摘を真摯に

改めて申すまでもなく、税の賦課、徴収は、何よりも増して公平かつ厳正に行われなければならぬ事務であり、町の行政運営の根幹をなす極

めて重要な行政事務でもあります。

二度とこのような町民に納税意欲をそぐような事態を招くことのないよう、町執行部にあつては、職務の怠慢や事務のずさんさを厳しく反省し、改善、指摘事項を真摯に受け止め、単に担当課のみならず、町長以下全庁あげて取り組みことをここに強く要望するものです。

納税者のみなさんも

一方、納税者自らも、納められた税が公共の福祉や町の社会資本の整備に充当され、これを元に町が運営されていることを改めて認識していただき、ご理解をお願いする次第です。

時あたかも、地方分権の流れが日増しに強まる中、みやこ町自らが足腰の強い、自主・自立の町になるべく、行政と町民が一体となって真のふるさとづくりに取り組むよう切望し、不納欠損処理調査特別委員会の調査報告といたします。

表6 委員名簿（設立当初。敬称略）

役職	氏名
委員長	浦橋 忠義
副委員長	小田 勝彦
委員	中山 茂樹
〃	小田 廣徳
〃	中尾 昌廣
〃	進 鳴海
〃	飯本 秀夫
〃	浦山 公明
〃	緒方 順年
〃	熊谷みえ子
〃	原田 和美
〃	中尾 文俊
〃	森下 公直
〃	吉田 伸司
〃	光吉さわ子

No. 03

公民館まつり in こどもフェスタ みやこ町さいがわ

日時 2月10日(土) 9時40分から受け付け
10時10分～13時40分まで

内容 第一部 バルーンアートショー (10時10分～)
第二部 マジックショー (11時30分～)

場所 みやこ町中央公民館 (犀川)

対象者 小学生以下の児童と保護者

お問い合わせ先 みやこ町中央公民館 (犀川)
☎ 42・1365



No. 04

ソフトバレーボール大会参加チーム募集

—第1回みやこ町B & G杯ソフトバレーボール大会—



日時 3月4日(日) 受け付けは8時30分～

場所 みやこ町犀川体育館
(参加チームが多い場合は、犀川B & G体育館も使用。)

種目 トリムの部 (フリー・シルバー)
レディースの部

対象 みやこ町内で主に活動しているチーム
(町内在住・在職などのかたであれば、初心者のチームでも構いません。)

お申し込み先 2月20日(火)までに、申込用紙を提出してください。
みやこ町教育委員会 生涯学習課体育係
☎ 32・5535 FAX32・3880



静かに佇む豊前国分寺三重塔。その歴史は古く、建立は遠く奈良時代までさかのぼる。豊前国分寺は天平十三(741)年、聖武天皇の勅願によって、全国六十余国の国ごとに建立された国立の寺院の一つです。

No. 01

三重塔まつりのご案内

日時 2月25日(日) 11時～16時まで

場所 豊前国分寺跡公園 (みやこ町国分)

内容 少年少女俳句表彰／一般俳句大会／野点・出店
(特産品販売他)／文化財行事再現

その他 雨天の場合、内容に一部変更あり

主催 三重塔まつり実行委員会

お問い合わせ先 生涯学習課文化係
☎ 33・4666 (みやこ町歴史民俗博物館内)

No. 02

京築地域活性化構想シンポジウム

新北九州空港イベント

京築地域活性化構想の実施に向けて、シンポジウム及び新北九州空港でのイベントを開催いたします。お気軽にご参加ください。



↑京築地域の玄関口として、期待が寄せられる新北九州空港

新北九州空港イベント

日時 2月10日(土) 10時～14時まで

場所 新北九州空港2階出発ロビー

内容 京築の神楽講演
(みやこ町から上伊良原神楽が出演します)
※観覧の申し込みは不要です。

シンポジウム

日時 2月11日(日) 13時～16時まで

場所 スカイホテル苅田 (京都郡苅田町)

内容 神楽公演及び京築の地域資源を生かしたまちづくりに関する講演ほか

お申し込み先 企画調整課地域振興係まで
☎ 32・2511
(定員200人になり次第、締め切らせていただきます)



←勇壮なる舞が魅力の上伊良原神楽保存会

塩からからだ

「塩分を取りすぎると、高血圧になる」ということは、みなさんご存じのとおりです。また、塩が体に不可欠なものであるということについても、それに反対する人はいません。体に必要な塩分(ナトリウム)は、人間の体内では生み出すことができません。人の体はどうなるのでしょうか。

今月のテーマ

昔むかし、生物は海水から生まれました。だから人間の体液(水分)や血液は海水の成分と同じなのです。

人体に欠かせない塩の働き

分とすると36kg。36kgの中に0.8%の塩分は288g。また、血液の中の塩分量は、血液は体重の3分の1を占めますので、体重60kgの人の血液量は4600ccです。これに0.8%の塩分は36.8gとなります。

塩の取りすぎは心配ない？

人の体は約60兆個の細胞が集まってできていて、それらの一つ一つは細胞外液という液の中に浮かんでいます。塩はその細胞外液の中に含まれていて、細胞が縮みすぎたり、膨らみすぎて壊れたりしないように調節する働きをしています。そしてその塩分濃度は0.8%です。

昔は塩が貴重な物だったのですが、人間は腎臓から再吸収できる仕組みをつくって生命を維持していました。そして、自然の食べ物から必要量の塩分2〜3gは取れています。ところが、塩が安く手に入るようになると、保存食のために多くの塩が使われるようになり、余分な塩分を取るようになりました。

余分な塩を取ると、体は

0.8%の濃度を保つためにのどが渇くなどの変化がみられ、水分を多く取るようになります。体は水ぶくれになると困るので、腎臓は体の中の水分を一定に保とうとして、尿中へ水分がどんどん出ていきます。

出るからよいと思われるのですが、実は体の中では困ったことが起きています。

血管は血液量が増えようと血圧が上がると、血管壁が傷つき、硬くなっていきます。また、心臓は狭くなった血管に血液を送り出すために心臓は頑張らなくてはなりません。

最近、「減塩は気にしなくてもよい」「減塩しても血圧は下がらない」といった健康情報がありますが、これは、「食塩感受性」というもので、主に遺伝的な物が関与しているといわれています。「食塩

感受性」の高い人では尿中への塩分排泄の効率が低く、食塩の摂取によって血圧が上昇しやすくなります。逆に塩分を制限すると血圧が下降しやすくなります。すなわち、塩分制限の効果には、すぐに血圧に影響する人と、しない人がいるからです。

ところが塩が体に与える悪影響は、高血圧だけに止まらないことが最近の研究で明らかになってきました。体の塩分を調節しているアルドステロンというホルモンは、塩分過多の状態が続くと、このアルドステロンが血管を傷つけたり、血栓をつくったりして、脳梗塞や心筋梗塞、腎不全などを引き起こすことがわかっています。

健康のためには、やはり減塩に努めることが大切なようです。

味の決め手は塩

最近塩の種類が多くなりました。それも中国産などの外国産など。また商品の食品表示をみると、添加物が混入している食塩、製法の違いなどさまざまな食塩が売られています。1kg1,000円の高価な塩まであります。塩の選択は、ミネラルが豊富に含まれる海水塩をお勧めしますが、用途に合わせて使い分けてはいかがでしょうか。



予約が必要な事業は健康づくり係までご連絡ください

BCG予防接種 (要予約)

日時 9日(金)
(受付は13時30分～14時まで)
場所 犀川保健相談センター
対象児 生後3～6か月未満児
持参品 母子健康手帳

ひまわり教室 (ことばと発達の相談) (要予約)

日時 7、14、21、28日(水)
1人1時間程度の個別相談
場所 すどりの里(豊津)
内容 乳幼児の言葉や発達面での相談など
対象児 町内の乳幼児とその保護者

おやつ教室 (要予約)

日時 27日(火)10時～13時まで
場所 サン・グレートみやこ(勝山)
持参品 エプロン
参加費 無料
定員 20人
※申し込みは健康づくり係(勝山)へ

母乳育児教室 (要予約)

日時 20日(火)10時～12時まで
場所 ゆいの郷(勝山)
内容 桶谷式母乳育児について

こころの健康相談 (要予約)

日時 22日(木)13時30分～16時30分まで
場所 犀川保健相談センター
内容 不眠や引きこもりなどのこころの悩みについて専門医が相談に応じます。本人やご家族など、どなたでも結構です。

乳児健診

時間 受付は13時30分～14時まで
対象児 生後4・7・12か月児

場所	日程
ゆいの郷(勝山)	15日(木)
犀川保健相談センター	16日(金)
すどりの里(豊津)	23日(金)

1歳半・3歳児健診

時間 受付は13時30分～14時まで

場所	日程
ゆいの郷(勝山)	3月1日(木)

(乳児健診、1歳半・3歳児健診については対象のかたに個別通知いたします)

2月の保健事業のご案内

コツ骨貯筋体操

時間 9時30分～10時30分まで (受付は9時～)		
場所	日程	
勝山	ゆいの郷	6、13、20、27日(火)
犀川	犀川保健相談センター	1、15日(木)
	城井出張所	8日(木)
	伊良原出張所	22日(木)
豊津	錦町よりあい所	2日(金)
	すどりの里	9、23日(金)
	豊津B&G体育館	16日(金)

若返りパワーアップ教室

時間 10時～11時15分まで (受付は9時30分～)		
場所	日程	
勝山	ゆいの郷	1、8、15、22日、3月1日(木)
犀川	犀川保健相談センター	6、20日(火)
	城井出張所	13日(火)
	伊良原出張所	27日(火)
豊津	すどりの里	3、17日、3月3日(土)
	節丸学習施設	7日(水)
	豊津B&G体育館	21日(水)

コツ骨貯筋体操と若返りパワーアップ教室にご参加のかたは、運動のできる服装で、タオル、上履き、飲み物を持参してください

自然工房(食育教室) (要予約)

集合日時 24日(土)8時50分
(15時に豊津支所に到着予定)
集合場所 役場豊津支所(旧豊津町役場)
内容 バス研修「食の座談会と調理実習」
～宮若市 百姓庵～
持参品 エプロン、筆記用具、三角巾、
直径20～30cmのボール一人1個
参加費 無料
定員 20人
※申し込みは豊津健康づくり係へ

子育て 子育て支援センター ☎32・2176

子育て支援センターのイベント

☆リズム遊び～保育士の先生と親子一緒に遊ぼう～

日程	場所	講師
7日(水)	すどりの里(豊津)	久田恵子さん

時間 10時30分～12時まで
(受付は10時～)

☆豆まき会

日時 1日(木)10時～
場所 ゆいの郷(勝山)
対象者は町内の親子です。お問い合わせは子育て支援センターまで。

お問い合わせ先

健康づくり係(勝山) ☎32・6020 犀川健康づくり係 ☎42・0001 豊津健康づくり係 ☎33・5550

“募集” Part2 農業共同作業所の指定管理者募集

みやこ町農業共同作業所（勝山農業共同作業所・犀川農業共同作業所・豊津農業共同作業所）の管理運営をより効果的かつ効率的に行うため、指定管理者として施設の管理運営に関する業務を行う法人その他の団体（各農業共同作業所の管理者）を募集します。

施設の概要・所在地

勝山農業共同作業所（育苗センター・ライスセンター） みやこ町勝山上田 899 番地 2 外

犀川農業共同作業所（育苗センター・ライスセンター） みやこ町犀川末江 148 番地 1 外

豊津農業共同作業所（育苗センター・ライスセンター） みやこ町綾野 949 番地 2 外

指定管理者が行う業務

(1) 施設（育苗センター・ライスセンター）の運営・管理に関する業務

(2) その他関連業務

指定期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定

応募資格 みやこ町内に主たる事務所、事業所等を置く法人その他の団体（個人での応募は不可）

選定方法 書類選考の上、指定管理者候補者を選定します。

申請期間 2 月 1 日(木)～2 月 13 日(火)まで

現地説明会は、希望がある場合のみ実施します。

募集要項の請求先、申請書の提出先及びお問い合わせ先 産業振興課 農政係

〒 824-0892 みやこ町勝山上田 960 番地【☎ 32・2512（内線）251】

“募集” Part3 通学区域の弾力的運用制度について

〈平成 19 年度入学（転入学）児童生徒募集要項〉

みやこ町教育委員会

制度の目的

自然環境に恵まれた小規模な小・中学校に通学することにより、自然を愛する心、他人を思いやる心などの豊かな人間性を培い、健康・体力の増進を図るとともに、自ら学び・考え・行動する確かな学力を身につけさせることを目的としています。

この目的を達成するため、次の小・中学校については通学区域が広がり、他の通学区域からも通学できるようになります。（対象となる小・中学校を除きます）

対象となる小・中学校

学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
柳瀬小学校	〒 824-0223	みやこ町犀川柳瀬 762 番地 3	☎ 42-0021
上高屋小学校	〒 824-0202	みやこ町犀川上高屋 1706 番地	☎ 42-0049
城井小学校	〒 824-0243	みやこ町犀川木井馬場 361 番地	☎ 42-0126
伊良原小学校	〒 824-0251	みやこ町犀川上伊良原 80 番地	☎ 43-5007
伊良原中学校	〒 824-0252	みやこ町犀川上伊良原 406 番地	☎ 43-5008

※各小・中学校への通学経路については、各自ご確認ください。

募集及び手続き

○募集期間は 2 月 23 日(金)までとします。※ただし、小・中学校の休校日、役場の閉庁日は除きます。

○所定の申請書で手続きを行ってください。※申請書は本庁、各支所、各小・中学校に置いています。

学校見学

○2 月 23 日(金)までの間、対象となる小・中学校を見学することができます。

○見学の申し込みについては、希望校に各自直接連絡し日時を打ち合わせてください。

お問い合わせ先

・みやこ町教育委員会教務課（本庁）☎ 32・5540（直通）

・豊津教育係（豊津支所）☎ 33・3115（直通）

・犀川教育係（犀川支所）☎ 42・1365（直通）

平成 19 年度嘱託・臨時等職員募集

募集期間 2 月 1 日(木)～2 月 28 日(火)まで

申込方法 履歴書（写真）をお問い合わせ先の各課へ持参してください

職 種	募集人員	応募資格	勤務条件	お問い合わせ先
一般事務	若干名	18～65 歳までの健康なかつた	勤務条件は お問い合わせください	総務課 （☎ 32・2511）
すどりの里施設管理（嘱託）	1 名	30～60 歳までの健康な男性 要普通自動車免許	勤務条件は お問い合わせください	健康づくり課 （すどりの里） （☎ 33・5550）
祇郷学習施設管理（臨時）	若干名	18～65 歳までの健康なかつた	勤務条件は お問い合わせください	生涯学習課 （☎ 32・5535）
豊津 B&G 施設管理（臨時）				
図書館司書（嘱託）				
学校用務員（臨時）	若干名	18～65 歳までの健康なかつた	勤務条件は お問い合わせください	教務課 （☎ 32・5540）
障害児介助員（臨時）				
給食パート職員（代替）				

町有地を売ります

入札方法 一般競争入札

町があらかじめ決めた予定価格以上で最も高い価格をつけたかたに売却する（地域限定型）方法です。

物件 みやこ町皆見 1607 番 1（田 3,078 m²）

※いずれの物件も都市計画法の用途指定は、無指定です。

建ぺい率 70%、容積率 200%

現地説明の日時及び場所 3 月 13 日(火) 上記の物件＝10 時から現地にて

入札の日時及び場所

3 月 26 日(月)上記の物件＝10 時から みやこ町役場 2 階庁議室にて

参加資格

成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者、町税などの滞納者などは除く。法人、個人いずれもよいが、連名（共有）による申し込みはできない。物件については、買受適格証明書（耕作証明書）を有する者及び買い受けについて農地法上の許可または届け出を必要としない者で、住居地及び耕作地がみやこ町皆見地区及び徳永地区の者（地域限定型）でなければ入札できません。なお、耕作証明書は農業委員会に申請し、申し込みの際に添付してください。

申し込み方法 所定の申込書に必要事項を記入し、資格証明または身分証明及び納税証明書などを添えて申し込み。

申込期間 2 月 1 日(木)～3 月 12 日(月)まで

お問い合わせ先 財政課（管財係）☎ 32・2511（内線 241）

※なお、実施要領などの入札に関する詳しい資料は、管財係に備えています。

“販売” Part1

“販売” Part1

HAPPY BIRTHDAY - 満1歳のお誕生おめでとう -



平成18年2月3日生
坂井優真ちゃん(豊津)



平成18年2月18日生
浦菜摘ちゃん(豊津)



平成18年2月21日生
中山稔弥ちゃん(犀川)



平成18年2月25日生
永富由梨ちゃん(豊津)

このコーナーでは、発行月に1歳のお誕生日を迎えるお子さんの写真を掲載しています。

掲載対象者は1月1日現在の住民基本台帳を基に抽出しています。

新たな旅立ちの日

—みやこ町成人式—

1月7日、サン・グレートみやこで成人式が開催され、今年の新成人272人のうち219人のみなさんが出席しました。華やかな晴れ着に身を包んだ新成人たちは、旧友たちとの久しぶりの再会に笑顔が絶えない様子。式では、新成人代表の林佳祐さんが「故郷の名に恥じず、親の名に恥じず、自分の名に恥じない生き方をしていきます」と力強くあいさつしてくれました。

また、小・中学校当時の担任の先生もお祝いにかけつけ、式典が終わると卒業時に埋めたタイムカプセルを開ける姿も見られ、会場のあちこちで思い出話に花を咲かせていました。



地域の防火は消防団員に

—消防出初式—

1月13日に犀川運動公園で消防出初式が開催されました。式では、分列行進、模範ポンプ操法(犀川、勝山、豊津の各方面隊)を行い、日頃からの訓練の成果を披露しました。

規律よく、敏速に行動する消防団員のみなさんがとても頼もしく見える式でした。式典終了後は、今川河川敷で祝賀放水もあり、多くの見物人が訪れていました。



「ふれあい餅つき大会」

—餅つきで年越し準備—

みやこ町体育協会犀川支部主催で12月23日に犀川駅前のひろばで、毎年恒例の「ふれあい餅つき大会」が開催されました。

当日は、犀川地区の体育協会関係者や民生委員約50人が集まり、つきたてのお餅を楽しみに集まった地元のみなさんやジュニアバレーの小学生、平成筑豊鉄道クリスマス列車の乗客など約400人に、「酢もち」「きな粉もち」「あんこもち」や「イノシシ鍋」などが振る舞われました。



↑人権講演のため、蓮池透さんがみやこ町に来町

人権を考える

—みやこ町人権のつどい—

第1回みやこ町人権のつどいが12月9日サン・グレートみやこで開催され、「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」副代表 蓮池透さんの講演会が行われました。ある日突然家族が消え再会するまで24年間、また再会後もどれだけ困難な道乗り越えてきたかを語り、「拉致は人権侵害の最たるもの。保障されるべき基本的人権が一瞬にして奪われるのです。解決するまで風化させてはいけません」との言葉に、満員の会場からは大きな拍手が起こりました。



↑日頃の成果を発揮した豊津保育所の子どもたち

メリークリスマス

—みやこの愛でのクリスマス会—

12月17日にみやこ町豊津の認知症高齢者グループホーム「みやこの愛」で豊津保育所の子どもたちを招いてクリスマス会が行われました。このクリスマス会では48人の子どもたちが日頃練習したお遊戯を披露。また、小さいですが心のこもったプレゼントを入居者13人の首にかけ、「おじいちゃん、おばあちゃん、元気で長生きしてください」と励まし、入居者の涙を誘っていました。

施設長の山田広基さんは「認知症を理解していただくためには、地域に溶け込むことが一番です。今後も、地域に溶け込むような活動を行っていきたいです。」と抱負を語っていました。

みやこの話題

如月



楽しい本のプレゼント

—クリスマスおはなし会開催—

12月16日、読み語りボランティア「もこもこ」によるクリスマスおはなし会がサン・グレートみやこで開催されました。

サンタさんのあいさつで始まり、絵本の読み読みの他、言葉遊びや影絵を使っての朗読など、楽しい演出がいっぱい。また「こもりどろぼう」というお話では、忍び込んだ家で泣き出した赤ちゃんの子守りをする羽目になった泥棒をコミカルに演じ、会場には子どもたちの笑い声が響きました。



かわいい歌声を響かせて

—クリスマスコンサート—

12月17日、犀川少年少女合唱団(団長 村上利江さん)のクリスマスコンサートがユータウン犀川で開催されました。この日は、クリスマスソングを含む全21曲を約120人のお客さんの前で披露。また、日ごろの応援に感謝を込めて、保護者のみなさんによる手作りの食事が振る舞われました。

特集

小さなことからも

ゴツゴツ

「目が疲れたら緑（自然）を見なさい」。多くの母親たちがテレビや本をよく読む子どもたちの視力低下を心配し、昔からこんな言葉をかけた。

山が持つ影響力は果たして、如何ほどのものであるか。

水源や水流との大いなる親和関係は森の持つている最大の潜在力である。

その潜在力の深さと広さによって、森は周囲全域の洪水を防ぎ、渇水を和らげている。

もし森を一つ失うものであれば、たちまちその周辺では水にまつわる災害が発生することだろう。

このようにその影響圏の広さはわたしたちの想像をはるかに上回っている。

環境問題といえば、ごみ問題などを思い浮かべる。ごみ問題などは、環境作文で賞を取った中学生に譲るとして、今月はごみとは違った視点で環境問題や景観の活動をされているかたを取り上げる。



共存共栄—どんぐりの植ええ—



↑どんぐりの植ええを一生懸命に取り組む伊良原小学校の児童

人から生態系へ

環境問題は人体への影響だけが主として議論されてきた。しかし、時代は自然と人間の共存共栄を求めようになり、人から生態系へ配慮するよう変わり始めた。

「一体どのようにすれば生態系への影響を評価できるのか」という方法論があるが、現在ではメダカ、ミジンコなどをを用いた試験法が用いられ、この影響を数値化し、公表している。

「ある一定面積の公共工事を行う場合、どれぐらいの工事を行えば、自然にどれほど影響を与えるかということを考慮しなければいけません。もし、環境に多大なる影響がある場合は、その保全措置を必ず行わなければいけません。」

これを環境アセスメントといひ、平成9年6月の『環境影響評価公布』によって、この仕組みができあがりました。ダム建設によって広葉樹の大半が失われてしまいました。そのため、広葉樹の植樹をし

ようと計画しました。買ってきた苗などよりも、ダムの建設現場となる伊良原にある物を利用して植ええをしたいと考え、地元の小学生である伊良原小学校と城井小学校のみなさんにどんぐりを植えていただきます」と話すのは福岡県伊良原ダム事務所勤務する谷崎久美子さん。

40数年間にも及ぶ福岡県と伊良原ダム対策に携わる6団体との損失補償基準に調印がされたのは平成16年12月28日。「日に日に変わる伊良原の景色を少しでも目に焼き付けてほしい」と伊良原小学校に勤務する先生たちは願う。

また、伊良原の地には伊良原の物があうということも谷崎さんだけでなく先生たちの願いであり、先生は児童を連れどんぐりを拾ってまわった。

植物にも命は宿る

このどんぐりの植ええを通して伝えたいこと。それは「命の大切さ」。

「自分の感情をあらわにする人間や動物については、『生き物』と自覚できますが、植物について同じように考えている子どもが少ないのは残念です。こんな小さなどんぐりから大きな木へと育つということから、命の大切さを知ってほしいです。そして、できる限り、人間と自然が共存共栄できることがダムに携わる人間としての願いですね」と谷崎さんは語った。

伊良原ダム建設時には植物のみならず、動物に関しても同様な保全措置（29項目）や配慮が行われることが決まっています。



谷崎 久美子さん
【たにざき・くみこ】
福岡県伊良原ダム事務所に配属され、5年目。今回の、どんぐりの植ええの責任者として、12月6日に伊良原小学校、12月13日には城井小学校で苗木づくりを指導。



↑昭和30年頃の錦町商店街の風景（みやこ町総合観光案内所付近）

商店街を活性化—錦町—

森の声を聞く—木々に光を—

山国のニッポン

わたしたちの住む日本の国土の約4割である面積が森林で占められている。その森林の約4割がスギやヒノキの人工林で、より多くの生産性を目指し、植林する際に苗木の間隔を狭くしているため、木が大きくなるにしたがって、その間隔が窮屈になる。

このため、過密状態になった森林に自生する植物に日の光を当てるためにも間伐が必要となる。しかし、林業に従事している人たちが高齢化し、また植林を加工販売して生計を立てていた人々にとって今では二束三文にしかならない材木は経費だけがかかるようになり、木々の枝葉の切り落としや間伐などが困難になっているのが現状だ。

なぜ、間伐が必要か

森林には水源涵養機能がある。この機能は大雨の際の洪水を緩和、そして水資源を貯留し、水質を浄化するなど、わたしたちが普段生活する上で



大変重要な機能であり、「公益的機能」として位置づけられている。

この機能を維持するためには間伐を行い、地面にある植物に太陽の光を入れなければならぬ。森林内に光を入れることによって、地表に植物が生え、生物にとって多様な豊かな森林へ生まれ変わる。また、土壌へ浸透する雨量や保水量も多くなるため、間伐が行われない暗い森林内と比較すると、雨などとともに土が流れ去る大惨事を防ぐことが期待される。

錦町商店街の歴史

天保年間（1830～1844年）に小笠原藩の事業として、国分村難行原の開発が行われた。

今井祇園社の錦原御神幸記録から、豊前六郡の豪商、豊後屋・肥後屋など小笠原藩と関係のある諸国出身の豪商のほか、呉服商の平野屋・大阪屋など、大阪・長崎・下関・日田各地から商人もあり、また、富山・石川からの薬売り商人なども錦町に居住したことが記されている。

明治2年1月から藩校の建設も始まり、同年12月下旬に校舎が完成、翌年1月11日に藩校「育徳館」開校の運びとなった。藩庁・藩校の建設に歩調をあわせ、商人・職人を住まわせるため、天保時代に造られた町場の区画を一部

森林組合に聞く

「材木単価が低下するから、山の手入れをしない人が増えたね。だから年々、山が荒れていきます」と危機感を募らせる田中照磨組合長。

「今までのシステムでは、山の所有者が身銭をきって間伐をしなければならぬようになっていました。しかし現在、集落座談会で説明していますシステムを利用して材木を市場に出し、少しでも所有者に還元できるように目指していきます」とも語った。

そのため、地道に座談会で間伐の必要性を説いている。

コラム

森林環境税を導入決定

森林が持つ機能を回復・維持するための森林整備事業を地方自治体が行い、その費用を求めるため現在、全国16の県で森林環境税を導入しています。九州では熊本（2005年導入）、大分（2006年導入）、宮崎（2006年導入）、鹿児島（2005年導入）が導入し、福岡県でも導入と最終結論が出されました（導入時期については未定）。導入した4県の年間の税額はいずれも個人が500円、法人は規模に応じて1000円から4万円徴収されます。

注1
中原嘉左右（天保2年～明治27年＝1831～1894年）は、家業の飛脚問屋のほか小倉藩の御用商人、藩の商法方の世話もした幕末期藩財政の支柱的人物であった。

整理しながら両側町が造られた（錦原にちなみ「錦町」と呼ばれた）。以来、旧豊津町の中心商店街として商業活動が展開された。

この錦町の町家は明治初年城下町の形成に当たって、中原嘉左右（注1）が豊津藩の依頼を受けて建設した町並みだ。

近年では、大型ショッピングセンターの進出や車社会の到来によって、郊外まで買い物にでかける人が増え、次第に商店街から客足が遠のいた。

豊津町商店会発足

豊津地区のほぼ中心に位置する錦町商店街。コンビニエンスストア、スーパーが各1店舗ずつあり、その他の店舗は住居と兼用家屋であり、商店と商店の間には一般の家屋が混在する。国道496号線

沿いに商店が並んでいるものの、事業主の高齢化に伴い店を閉じるかたも増え、空き店舗が目立つようになった。そんな中、平成16年、当時の豊津町町長である畑中茂広さんが商店街の現状を心配し、商店街のイメージアップにつながるよう福岡県に補助金を申請し、平成17年度商店街活性化事業の補助金を得た。昔から商店街があるものの会議一つしたことがなく、寂しくなりつつある商店街だが、そこで商いを営む人の思いは一つ、「なんとか商店街を元気にしたい」ということ。商店街活性化事業を機に、この活動の基となる錦町商店会を平成16年2月に発足させ、翌年4月に発足させる豊津町商店街活性化がんばろう会（以下、「がんばろう会」）の前身として活動を開始した。

左上：12月6日に勝山地区で行われた間伐の現場。
右下：12月6日に横瀬区で行われた集落座談会。奥で説明に耳を傾けるのが、田中照磨組合長。地図を持って説明するのが田中稔さん。



↑石山 邦雄さん
【いしやま・くにお】
「会を立ち上げたら前を向いて突っ走るだけでいいよ。そのときは無我夢中でした」と笑いながら当時を思い出す。

平成17年6月11、12日に「錦町商店街 花街道」（愛郷フェスタ2005と同時開催）のイベントを実施。そのイベント開催に間に合うように県下全域市区町村観光係と教育委員会関係宛てに、そしてホームページを通して「花のはがき芸術展」を募集した。すると全国から549点

花がきれいですね

「錦町だけで20数件しかない商店だけではできないことが限られます。だから、この錦町全体を巻き込むように考え、石山会長の考える条件をあわせて花で彩る『錦町商店街 花街道』にたどり着きました。何事も続けることは大変なことです。ですが、自分たちが長く続けられることを第一に考えました」と白川副会長が続ける。

の作品応募があった。それを錦町公民館で6月10日から17日まで展示し、延べ人数1299人の見学者が訪れ、成功裏に幕を閉じた。イベントは終わったが、商店街に並ぶきれいな花たちを見てお客さんたちが「この花がきれいですね」と声をかけてくるようになった。そう、錦

町が変わった瞬間でもあった。そして商店会のみんなも「俺たちもやればできる」という自信を同時に持った。次なる目標は、それはこの手作りのイベントを次の代につなげていくこと。地道にコツコツと錦町の良さを伝えていくことだと石山会長そして白川副会長は力強く語った。



↑花のはがき芸術展の開催風景



↑イベントでは豊津小笠原太鼓が演奏を披露

注2 まちの駅
だれでも気軽に立ち寄ることができ、施設（工房・商店・農園など）を見学したり、あるテーマについて話を聞くことができ、そこで休憩したり地域周辺の情報を手に入れることができる場所です。

企画調整課までご相談ください

みやこ町では町が未来に向けて明るく・住みやすく・活気にあふれた町になるよう、住民団体などが行う、積極的、独創的で、夢と希望にあふれた実践的な活動に対して支援を行っています。

住民のみなさんでこのような活動を行っている、また今後行うような計画がありましたら企画調整課までご相談ください。



↑白川 周司さん
【しらかわ・しゅうじ】
「視察に行ったときは驚きました。説明者から出る言葉は『生きた言葉』であり、前向きな活動に衝撃を受けましたよ」と話す。

今のままでは

補助対象期間が準備期間を含め2年間であるため、より多くの効果を創出するため錦町上・下区、そして豊津町商工会にも協力を依頼した。

平成17年度からがんばろう会の会長を務めた石山邦雄さんは「これからの魅力ある商店街とは何だろうか」と試行錯誤でした。原鶴、浮羽そして杷木など視察に行きました。まちの駅（注2）といった取り組みなどとても参考になりました。しかし、商店街の規

模や立地条件など比較すると豊津町商店街独自の取り組みは何になるかという課題が浮き彫りになりました」と語る。

また、副会長を務めた白川周司さんは「この事業で得るものは大きかったですよ。会議一つなかった商店街ですが、イメージアップのためみんなが立ち上がったでしょう。これだけでも本当に意義あるものでしたよ」と興奮気味に語った。

歴史と文化の回廊として以前PRしていた旧豊津町。それだけに、秋月藩士の墓から県

内で最も歴史ある豊津高等学校（4月から育徳館高等学校）までの道のりは、合併後のみやこ町でもっとPRしていく場所でもある。しかし、この事業では限定・錦町という戦略で、企画を進めた。

「会議を開くたびに『何にしようか』、そして家に帰れば何が一番錦町に合うかと自問自答するわけです。でもね、手軽で身近に予算がかからず、まちが栄え、明るくなり、『錦町が変わったね』といわれたいと考えるようになり、真剣に考えました」と石山会長。



←花の準備をしているがんばろう会。
「このころは錦町の通りを花いっぱいにして、みんなに喜んでもらおうと一生懸命でした」と懐かしそうに石山さんは振り返る。

危惧する中学生

「環境月間」における作文入選者決定

毎年6月5日は「環境の日」となっており（環境基本法）、福岡県では、6月を「環境月間」として設定しています。みやこ町では、この「環境月間」にちなんで環境問題に関心を持っていただくため、次代を担う中学生を対象にさまざまな「環境問題」についての作文を募集し、審査した結果、入選者が決まりました。入選者とその内容を紹介します。

環境問題

私は、この作文をとおして、初めて環境問題について考えました。環境のことなんて、難しいだろうし、よく分からないだろうなと思っていました。

でも、私はこの作文で、自分なりに環境問題について考えてみようと思いました。

私は、というか誰でも自分が環境を悪くしているんだなんて思っていないと思います。まず、車に乗るだけでも排気ガスが出ます。

排気ガスが出ると空気が汚れます。あと歯みがきをしている時に、水をだしっぱなしにしているとか、使いすぎている電気、ゴミをポイ捨てする、ゴミの分別をちゃんとしないとか、物を大事にあつかってなくてすぐに捨てる。これは、全部、環境問題なん



豊津中学校 2年
中崎 しおりさん
最優秀賞を受賞

じゃないかと思いました。私が毎日生活をしていて、ふとしたこと、それを少し考えてみなくてはいけないなと思いました。

私、一人が少しくらいそんなこと考えなくてもいいんじゃないか、そのくらいで地球の環境が悪くなることなんてないんじゃないか。今まで私が環境問題について考えたりしなかったのはこんな、なまけていた心があったせいであ

もあつたのではないかと、思いました。そして私は、気づきました。

一人一人がそんな考えだからいけないんじゃないかと思いましたが、ゴミをゴミ箱に捨てる、歯みがきの時や必要のない時は、水をとめる、一つの部屋に家族がいるようにして、使う電気の量の減らすとか、そんな簡単なことさえ、していなかったのは自分に関係ないことだと思っていたか



→昨年11月7日に町長室にて表彰式が行われ、白石春夫みやこ町長（後列右から2番目）から表彰状が授与されました。



勝山中学校 3年
梅本 知佳さん
優秀賞を受賞

環境問題について

私は最近よく聞く、環境問題について考えてみました。環境問題と言っても、いろいろある事を知りました。水質汚染や地球温暖化、森林伐採などがありました。

その中で、水質汚染について考えました。水質汚染は、主に工場廃水が原因でした。しかし、最近では、家庭から出る生活廃水の方が主な原因となっていてます。自然界には、もともと汚れた水を元に戻すという働きがあるそうです。しかし、今の日本のように、人口密度が高いところの汚れた水は、自

然が処理できる水をはるかに上回っています。そのために、必要となるのが、下水道施設です。

しかし全ての地域にこの施設があるわけではありません。人口密度が高い地域で下水道施設がなければ、汚れた水をそのまま川や海に流してしまうので、洗剤や調理済み、油などによる水質汚濁が問題になります。そして、いずれは川や海に魚が住めなくなるという事になるかもしれないそうです。

私は自然界に汚れた水をもとに戻すという働きがある事を知りませんでした。私たち

が今できる事は、洗剤を使わずに済ませ、油などを直に捨てないという事などだと思えます。みそ汁を一杯川に流しただけでも、浴槽二・五杯分もの水で薄めなければ浄化できません。みそ汁で、浴槽二・五杯分の水が必要なのだから、油だともっとたくさんの方が必要になつてくると思えます。水は私たち人間が生きていくためには、絶対に必要なものです。だから、もう少し真剣に水質汚染について考え自分たちにできる事を少しでも実行する事が大切だと思えます。

地球温暖化

「温暖化による海面の上昇でー」

日常のニュースなどで、たまたま環境問題の話を書く。地球の気温が上昇し、蚊が大量発生して、伝染病を引き起こすとか、北極や南極の氷が溶け、海面の水位が上昇し、小さな島が次々と海の底へ消えていくとかいろいろある。

こんなニュースを見ていると、自分だけのほほんとした部屋で過ごしているわけにはいなくなる。なぜこのようなことが起こるのか。それは、エアコンの使い過ぎや、二酸化炭素の大量排出が原因である。エアコンの場合は、エアコンのフ

ンの前にいけばわかるけど、ものすごい熱風がふいている。二酸化炭素の場合は、物を燃やすときに発生する。例えば、火力発電所や、ゴミ処理場など、たくさん火を使うところでたくさん発生する。

自分たちの生活を快適にしようとして作られた道具が、逆に自分たちの住みにくい環境を作っている。これは、自分たちの都合しか考えていなかった人間たちのあわれな結果なのかもしれない。人間が地球のガンとは、よく言ったものだ。

このままでは人間は、地球の環境を破壊しつつし、自分たちで破壊の道を歩んでしま



犀川中学校 3年
花田 光司さん
佳作を受賞

う。

地球温暖化、ゴミ問題、オゾン層の破壊。今この地球がかかえている深刻な環境問題。その発生源は、我々人間である。我々はこのまま破壊の道を歩んでしまうのか。そうならないために、今はごく少数ではあるが、環境問題に取り組む団体や人達がいる。環境問題をなくしていくには、一人一人がそのことに、注意しながら生活しなければならぬ。そうすることによって、自分たちの住むこの美しい地球を守ることができるのだ。世界中の人々と協力し、この美しい地球を守っていこう。

美しい地球

環境問題。それは、今、世界中で最も大きな課題となっている。その中でも私は、人間の欲の為に動物が被害を受けているということは、確かだと思う。

その一つに、家を作る為に木を切るとする。すると、森林に住んでいる動物は住むところがなくなったり、食べる物がなくなったりする。そうすると、動物は困って食べ物を探し、人家にやってくる。その動物が、家の中に入って家を荒らしたり、子供やお年寄りを傷付けたり、畑の作物を荒らしたり、いろんな人が被害を受ける。そして、被害届けを出し、

保健所の人とその動物を捕獲する。運が良ければ助かるが、運が悪ければ殺される。

まるで、ブーメラン。自分の欲の為にやったことは、いざ自分に戻ってくるはず。そうならない為に私は、ポイ捨てをしない、物を大切に使う、リサイクルに努めるなど、初歩的なことから始めようと思う。

もう一つに、これは心当たりのある人がいると思うが、道路にコンビニの食べ残したお弁当、たばこ、ペットボトルなど、たくさんのごみが捨てられている。それは、決して美しい光景ではない。勝山中学校では、クリーンフェスタを実施している。

その活動を通して、私は、

日頃気付いていないことを、改めて気付くことが出来た。だから今年は、昨年よりも、もっと積極的に参加したい。

今、世界中で最も大きな課題となっている環境問題。それは、今生きている私たちにとって、身近で、大きな問題だ。将来、今よりも便利なもの、たくさん開発されていくはず。でも、どうか地球に優しく、人に優しく、動物に優しく、そんなものが開発されることを私は、願っている。絶滅寸前の動物や、今現在私達に牙を向けている動物達と人間が、仲良く暮らせる。そんな美しい地球を目指したい。



勝山中学校 3年
秋永 祥代さん
佳作を受賞

『豊津寺子屋』有志指導者募集（推薦のお願い）

豊津地区では、すでに国に先行した「豊津寺子屋」事業を実施し、青少年の健全育成、子育て支援、地域教育力の活性化、男女共同参画の促進など多面的な視点から旧豊津町内の全小学校を拠点として取り組んで参りました。寺子屋プログラムは、参加児童の変容が著しく、保護者の積極的なご支持をいただくに留まらず、広く中国・九州各地から視察のかたがたをお迎えするようになりました。

平成19年度も事業の継続と拡大を計画いたしております。つきましては、町民各層から小学生の「見守り」と「指導」をお願いできる「有志指導者」をご推薦いただきたくお願い申し上げます。

「有志指導者」とは？

・みやこ町にお住まいかあるいはご勤務のかたで、地域の子どもたちのために自分の“腕を貸そう”というボランティアの志のあるかたです／子どもたちのために放課後、休日などに、スポーツ、芸術、趣味など、それぞれが得意分野の活動の指導をお願いできるかたです／「寺子屋」の考え方に賛同し、子どもたちの遊び、宿題の自学自習や安全に配慮して見守っていただけるかたがたです。この場合、ご本人の特技や指導能力の有無は問いません。

／子どもたちの指導を通して、地域の交流を促進し、仲間のネットワークを大切にするかたがたです。／みやこ町の住民またはみやこ町に勤務するかたの推薦を受け、所定の「有志指導者養成講座」を受講されたかたです。

活動場所 みやこ町が指定する学校及び生涯学習施設

活動内容

これまでご参加いただいている指導者の領域は次のとおりです。特にご指導の経験がなくても、初めは、子どもたちの「見守り」をお願いできれば、十分です。子どもの活動支援のお気持ちがあればどなたでもご参加いただけます。指導者の発掘はみなさんからの「推薦制」をとっておりますのでみなさんの周りにこのかたと思われる候補者がおられましたら、是非ともご推薦をお願いします。

- ・学習支援、宿題サポート（宿題支援、ドリル、調べもの、図書館の使い方など）、読み聞かせ・読書指導、漢字練習、昔遊び、折り紙、将棋・囲碁など
- ・スポーツ、レクリエーション（ドッチボール、バレー、バスケット、ドッチビー、カローリング、アジャタ、キャンプ、釣り、ウォークラリー、探検など）
- ・日常生活・伝承文化（染め物、わら細工、竹細工、木工、手芸、料理、花づくりなど）
- ・稽古ごと・教養（詩歌、俳句、文章指導、パソコン、英会話、音楽、絵画、書道など）
- ・安全の見守り

指導内容、指導方法、会場、寺子屋の運営、費用弁償、保険、保護者への説明会など

「豊津寺子屋有志指導者養成講座」の際に詳しくご説明します。

注：養成講座は3月19日(月)19時～ 豊津公民館（予定）

推薦期日 2月20日(火)まで

推薦・お問い合わせ先 「寺子屋」実行委員会事務局（役場豊津支所福祉課）

みやこ町児童育成手当

■福祉課■

みやこ町では、次の条件を満たす家庭に『みやこ町児童育成手当』を支給します。

対象 ①みやこ町内に引き続き1年以上住所を有する世帯

②第1子が15歳到達後最初の3月31日までであり、4人目からの出生児童

対象の世帯には2月中旬に申請書を送りし、3月中旬から受け付けを開始します。

3月に入っても、申請書が届かない対象世帯があります。お問い合わせをさせていただきます。

お問い合わせ先

本庁または各支所福祉課

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

■福祉課■

国民年金の保険料は、社会保険事務所から送られてくる納付書で支払う方法の他、金融機関の口座から引き落としして納める方法があります。

ギャラリー案内



みやこ町総合観光案内所

☎ 33-5771

お雛さまと布あそび二人展

2/12 まで
山下喜代子さん(代表)

ハガキ絵と色紙展

2/14 ~ 2/25 まで
上田則文さん

皮工芸展

2/27 ~ 3/11 まで
山田ユキさん

人権擁護委員による特設人権相談

■人権政策課■

法務局と行橋人権擁護委員協議会では、「人権擁護委員による特設人権相談所」を開設します。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など、悩みや困りごと何でも結構です。

相談は無料で、秘密は固く守りますので、ご心配なくご相談ください。

日時 2月14日(水) 13時30分～16時まで

場所 豊津隣保館

相談員 行橋人権擁護委員協議会所属の人権擁護委員

お問い合わせ先

人権政策課

男女共同参画セミナー

■企画調整課■

みやこ町の男女共同参画社会実現のためのセミナーを開催します。

日時 3月3日(土)10時～

場所 サン・グレートみやこ大ホール

演題

「母がいなくて寂しがる父、父がいなくて喜ぶ母」

講師 三浦清一郎さん

お問い合わせ先 企画調整課

第37回京都行橋解放学級経験交流会

■生涯学習課■

日時 2月18日(日) 9時～12時30分まで

場所 サン・グレートみやこ

お問い合わせ先 生涯学習課

職員採用試験

■京都森林組合■

募集人員 3人程度

受け付け期間 2月1日(木)～2月16日(金)まで

受験資格 昭和42年4月

児童虐待防止講演会

■田川児童相談所■

日時 2月17日(土) 13時30分～

テーマ 「家庭裁判所の現場から児童虐待と少年非行への取り組み」

講師 福岡家庭裁判所飯塚支部 主任家庭裁判所 調査官 村井俊一さん

場所 福岡県立大学 大講義室

対象 一般のかたも自由に参加できます。

参加費 無料

お問い合わせ先 田川児童相談所総務企画課

☎ 0947・42・0499

BP勝山ファン感謝デー

■ポर्टピア勝山■

3月10日から13日の4

平成19年度放課後児童クラブ入所児童募集



平成19年度の放課後児童クラブの入所申請を受け付けします

受け付け期間

2月13日(火)～3月9日(金)まで
(土曜、日曜を除く)

受け付け場所

本庁福祉課・犀川支所福祉課及び各児童クラブ

入所基準 放課後帰宅しても児童だけになる家庭の小学校1年生から3年生までの児童

町内の児童クラブ一覧

児童クラブ名 (住所)	月～金曜日まで		電話番号
	土曜日		
勝山児童クラブ (勝山大久保)	放課後～19時まで	7時30分～19時まで	☎ 32・4775
のぞみ保育園児童クラブ (犀川本庄)	放課後～18時まで	8時30分～18時まで	☎ 42・1212
飛龍保育園児童クラブ (犀川大熊)	放課後～18時まで	8時30分～18時まで	☎ 42・2611
城井保育園児童クラブ (犀川木井馬場)	放課後～18時まで	8時30分～18時まで	☎ 42・0223
のびのび幼稚園児童クラブ (犀川本庄)	放課後～18時まで	8時30分～18時まで	☎ 42・0409

*日、祝日、8月13日～8月15日まで、12月29日～1月3日までは休館です。

お問い合わせ先 福祉課 福祉係

みやこ町の電話帳

総務課・議事事務局・企画調整課
財政課・人権政策課・監査事務局
→ 32-2511

税務課・住民課・福祉課
→ 32-2510

建設課・産業振興課・農業委員会
→ 32-2512

会計課 → 32-2517

伊良原ダム対策課 → 42-0001

上下水道課 → 33-3113

サン・グレートみやこ・生涯学習課
→ 32-5535

教務課 → 32-5540

教育相談電話 → 32-5525

ゆいの郷・健康づくり課
→ 32-6020

介護保険課 → 32-8032

犀川支所 → 42-0001

豊津支所 → 33-3111

伊良原出張所 → 43-5111

城井出張所 → 42-0121

すどりの里 → 33-5550

いこいの里 → 42-1000

歴史民俗博物館 → 33-4666

行政相談日程表

日時	場所
犀川地域 (毎月第3金曜日) 日時 2月16日(金)13時30分～16時まで	犀川地域
場所 本庄地区学習等供用施設	
勝山地域 (毎月第3月曜日) 日時 2月19日(月)13時～15時まで	勝山地域
場所 サン・グレートみやこ	
豊津地域 日時 2月14日(水)13時30分～16時まで	豊津地域
場所 豊津隣保館	

2日～平成元年4月1日の間に生まれた者
提出書類 履歴書(郵送または持参ください)
試験日時

第1次試験(教養・作文): 2月25日(日)

第2次試験(面接): 3月4日(日)

お問い合わせ先 京都森林組合

☎ 42・0037

のびのび教室

■京築保健福祉環境事務所■

日時 1回目 2月21日(水)

2回目 3月14日(水)

10時～12時まで

場所 京築保健福祉環境事務所

対象者 タウン症の乳幼児(就学前)を育児中の保護者

内容 1回目「福祉制度などについてのお話」及び「交流会」/2回目「交流会」(いっばい話そつ)

締め切り 2月19日(月)

お問い合わせ先 京築保健福祉環境事務所保健福祉課高齢者・児童家庭係

☎ 23・2970

日間、ファン感謝デーを開催いたします。

10日(土) 「お母ちゃんありがとうキャンペーン」ほか、ステキな景品をプレゼント

11日(日) ぶた汁引換金(ぶた汁+おにぎり)を先着500人に進呈

「競艇女子選手サイン会」、「やきとり・焼肉の屋台」、「粗品プレゼント(子どものみ)」

12日(月) ラッキーカードのプレゼント(先着600人)

13日(火) スピートくじのプレゼント(先着500名)

景品は数に限りがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先 ポートピア勝山

☎ 32・4988

2月行事カレンダー

平成 18 年度スローガン
ウエストのサイズダウンで健康アップ
2月1日から2月7日までは
「生活習慣病予防週間」です。

- 1日 子育て支援センター・豆まき会 (ゆいの郷)
- 7日 子育て支援センター・リズム遊び (すどりの里)
- 9日 BCG 予防接種 (犀川保健相談センター)
- 10日 新北九州空港イベント (新北九州空港2階出発ロビー) 公民館まつり in こどもフェスタ (中央公民館 (犀川))
- 11日 京築地域活性化構想 シンポジウム (スカイホテル苅田)
- 13日 おやつ教室 (サン・グレートみやこ)
- 14日 特設人権相談 (豊津隣保館)
- 15日 乳児健診 (ゆいの郷)
- 16日 乳児健診 (犀川保健相談センター)
- 20日 母乳育児教室 (ゆいの郷)
- 22日 こころの健康相談 (犀川保健相談センター)
- 23日 乳児健診 (すどりの里)
- 25日 三重塔まつり (豊前国分寺跡公園)
- 28日

国民健康保険税第 8 期納期
介護保険料 (普通徴収) 第 8 期納期

- 3月**
- 1日 1歳半・3歳児健診 (ゆいの郷)
 - 2日 献血 (犀川保健相談センター)
 - 3日 男女共同参画セミナー (サン・グレートみやこ)
 - 6日 献血 (サン・グレートみやこ)



豊前バスケットボール協会担当 百留
(☎0900・3072・0361) まで

優良運転者表彰

■行橋交通安全協会

対象 過去に優良運転者表彰の受賞歴がなく、現に車を運転し、5年以上無事故、無違反を継続し、他の運転者の模範となっている交通安全協会員

受け付け期間 2月1日(木)～2月28日(水)まで

受け付け場所 行橋交通安全協会 (表彰は春の交通安全運動の際に行う予定)

申し込みに必要な物
①運転免許証②交通安全協会会員証③無事故・無違反照会料700円

お問い合わせ先
行橋交通安全協会
☎22・7000

築城基地モニター募集

■航空自衛隊築城基地

航空自衛隊築城基地では、基地諸施策の改善及び向上のため、「平成19年度築城基地モニター」を募集します。

募集人員 10人

依頼期間 4月1日～平成20年3月31日までの1年間

応募資格 ①築城基地周辺市町村の在住者で自衛隊及び防衛問題に関心があり、公平で建設的な意見の出来る方。

②次の職に該当しない者
ア国会議員及び地方公共団体の議員イ常勤の国家公務員及び地方公務員

(1)基地行事などに積極的に参加していただける方

(2)過去に基地モニターを経験されていない方

(3)18歳以上の方

モニターにお願いする事項
①築城基地行事などへの参加②基地モニター会議への出席及びアンケート調査協力③自衛隊及び築城基地の施策に対する意見、要望などの提出

募集方法 はがきに、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、郵送してください。

募集期間 2月12日(月)～16日(金)まで

お問い合わせ先 (当日消印有効)
〒829・0151
築上郡築上町西八田
航空自衛隊築城基地第8

韓国ホームステイ事業

■美夜古青年会議所

ホームステイ先 大韓民国・金梅市

対象 行橋市・京都郡小学校新4・5・6年生児童

日程 3月31日(土)～4月2日(月)まで

募集人員 50人

募集期間 2月9日(金)必着

お問い合わせ先
美夜古青年会議所
☎22・9351

bjリーグシーズンゲーム

■豊前バスケットボール協会

「子どもたちに夢と感動、そしてスポーツの醍醐味を身近で感じてもらいたい」という思いから、昨年bjリーグのプレシーズンゲームを開催したところ、予想を上回る観客数となりました。前回以上に白熱するbjリーグ公式戦「大分ヒートデビルズ 対 新潟アルビレックスBB」戦を開催します。

期日 3月3日(土)、4日(日)

場所 豊前市民体育館

入場料 コートサイド 5000円 大人 2500円 高校生 1500円 小・中学生 1000円

チケット取扱店 各プレイガイド

お問い合わせ先
豊前バスケットボール協会担当 百留
(☎0900・3072・0361) まで

海技免許の更新講習開催

■関門海技免許センター

日時 2月17日(土)
9時30分から受け付けて10時講習開始です。
受講には電話予約が必要です。

場所 サンワークゆくはし

持参する物 ①海技免許②本籍地記載の住民票1通③写真2枚(縦4.5cm×横3.5cm) パスポートサイズ

費用
小型免許更新講習 8100円
小型免許失効再交付講習 13990円

※大型免許をお持ちの方は、時間、費用などが異なりますので事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先

関門海技免許センター
☎0832・66・4029

平尾台クロスカントリー
■平尾台クロスカントリー 実行委員会

幼児(5歳以上)や大人のコースがあり、参加者の体力に合わせたコースが設定され、どなたでも楽しめます。

日時 3月25日(日)10時～12時30分まで(荒天中止)

場所 小倉南区「平尾台自然の郷」とその周辺特設コース

募集期間 2月16日(金)まで

お問い合わせ先
平尾台クロスカントリー 実行委員会事務局

利用者募集

■福岡県身体障害者リハビリテーションセンター

脳卒中や事故などの後遺症で障害が残った方を対象に、理学療法士・作業療法士・言語療法士などの専門スタッフが機能回復訓練を提供しています。入所と通所利用があり、入所の場合はおおよそ2年間の訓練が可能です。

障害者自立支援法のサービスを使い、ご利用していただけます。

お問い合わせ先
☎092・944・1041

高次脳機能障がい者への支援

■福岡県身体障害者リハビリテーションセンター

交通事故や脳卒中などの後遺症で、記憶力や注意力の低下、性格変化などの高次脳機能障害が見られます。

当センターは県から高次脳機能障害支援事業を委託され、高次脳機能障がい者への支援を開始しました。家族支援相談会の開催、また専門相談ホットラインを開設いたしました。ささいなことでも構いません。気軽にご相談ください。

専門相談先
☎092・944・2011

訓練受講生の作品発表

■豊前地区職業訓練協会

講座の受講生の作品発表会を開催します。

日時 2月24日(土)9時～17時まで
25日(日)9時～15時まで

場所 豊前地域職業訓練センター 豊前教室/行橋教室

作品内容
①豊前教室 彫刻、表装、木工芸、織物、フラワードesign、簡単洋裁
②行橋教室 華道、書道、洋裁リフォーム、フラワードesign、はがき絵

お問い合わせ先
豊前地区職業訓練協会
☎0979・82・1511



～沿線住民のみなさんへ～
平成筑豊鉄道からのお知らせです。鉄道設備の異常を発見したら通報をお願いします。

先日、田川線で通信ケーブルを切断の上、持ち去られるという事件がありました。この影響で、列車14本が運休し、大勢のお客さんが迷惑しました。線路沿線には、通信ケーブルをはじめ、踏み切りを制御するケーブルや高圧の電源ケーブルもあります。

大変危険です!
感電事故、列車との触車事故
踏み切りが開かない、踏み切りが閉まらないなど

鉄道設備の異常、または駅や線路内に立ち入っている不審者を発見したら下の連絡先にご連絡ください。

平成筑豊鉄道金田駅
☎0947・22・1000
(または22・0048) まで

Library

【図書館】図書館の利用は無料です。

中央図書館 ☎ 33・1040 犀川図書館 ☎ 42・3330 勝山図書館 ☎ 32・3455



今月の催し

<土曜日のおはなし会> 4才くらいから
中央図書館 毎週土曜日 14時30分から
 2月24日(土)は「おひさまの会」によるおはなし会

犀川図書館 2月10日(土)、2月24日(土) 14時から
 2月10日(土)は「きのこの子」によるおはなし会

勝山図書館 毎週土曜日 14時30分から
 2月24日(土)は「もこもこ」によるおはなし会

<ひよこのおはなし会> 1～3才くらい
勝山図書館 2月2日(金)、2月16日(金)
 10時30分から

<映画会>
 中央図書館視聴覚室 14時から
 2月25日(日)「チャーリーとチョコレート工場」
 (115分)
 2005年製作 出演：ジョニー・デップ

図書館の利用カードが新しくなります

新しいカードは、みやこ町にある3つの図書館共通のカードです。1枚のカードで3館ともご利用いただけます。

現在お持ちのカードは移行手続きが必要です。各図書館で受け付けます。窓口の混雑が予想されますので、お早めの手続きにご協力ください。

なお、新カードのお引渡しは4月からとなります。

電算システム統合にともなう臨時休館のお知らせ

図書館のコンピュータシステム統合作業のため休館させていただきます。
 2月28日(木)～3月31日(土)全館休館
 みなさまには、大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご協力お願いします。

※休館日の2週間前から貸し出し上限が20冊となりますので、ご利用ください。

新着図書案内

図書館に新しく入った本の一部を紹介します。貸出中の場合は予約できます。

<一般書>

文芸書

『水のなかの蜚』池永陽 集英社／『天使の眠り』岸田るり子 徳間書店／『すべての愛について』浅田次郎 河出書房新社／『エスケイプ／アブセント』絲山秋子 新潮社／『天国は待ってくれる』岡田恵和 幻冬社／『鬼仙』南條竹則 中央公論新社／『戦国馬飼物語』もりたなるお 新人物往来社

その他

『パソコンのお悩み、ひょいと解決!』青木美詠子 技術評論社／『ことばの遅れのすべてがわかる本』中川信子 講談社／『昔ながらの暮らしの知恵』マガジンハウス

<児童書>

『12歳の大人計画』松尾スズキ 文藝春秋／『絵で見るある港の歴史』アン・ミラード さ・え・ら書房／『極地からわかる地球のひみつ』鳥飼新市 旺文社／『この庭に』梨木果歩 理論社／『ピトゥスの動物園』サバスティア・スリバス あすなる書房

図書の寄贈ありがとうございました。(敬称略)

沖永修一郎／小野佳美／医療法人健身会／株式会社ジョイフル／近畿大学産業理工学部／株式会社現代書林／財団法人製粉振興会／財団法人大同生命国際文化基金／北九州市立中央図書館／福岡県議会事務局／福岡県立社会教育総合センター

2月・3月の休館日

2月5日/11日/12日/19日/26日/28日
 3月1日～31日全館休館

工事関係

入札日 平成18年12月20日

件名	工事場所	落札額(円)	落札業者名
起工1号 農地災害復旧工事(阿部地区)	みやこ町犀川鏡畑	3,800,000	行徳建設
起工1号 頭首工災害復旧工事(川原地区)	みやこ町犀川上伊良原	4,150,000	有限会社新井組
起工1号 水路改良工事(上黒田2地区)	みやこ町勝山黒田	1,673,000	有限会社北山建設
起工2号 水路災害復旧工事(龍毛地区)	みやこ町犀川横瀬	2,250,000	富永興業有限会社
起工2号 水路改良工事(上久保地区)	みやこ町勝山大久保	3,220,000	有限会社浦田組
起工2号 水路災害復旧工事(御所地区)	みやこ町勝山大久保	1,370,000	上田建設
起工3号 頭首工災害復旧工事(栗屋地区)	みやこ町犀川大熊	3,100,000	平田組
起工3号 水路災害復旧工事(宅宮地区)	みやこ町犀川喜多良	2,130,000	木下組
起工4号 頭首工災害復旧工事(木井地区)	みやこ町犀川木井馬場	1,700,000	株式会社田辺建設
河川災害復旧工事(211号峠川)	みやこ町犀川喜多良	1,330,000	原田建設
河川災害復旧工事(212号峠川)	みやこ町犀川喜多良	4,600,000	吉村組
河川災害復旧工事(213号喜多良川)	みやこ町犀川鏡畑	2,700,000	中原組
河川災害復旧工事(214号喜多良川)	みやこ町犀川鏡畑	1,140,000	行徳建設
河川災害復旧工事(215号喜多良川)	みやこ町犀川鏡畑	3,100,000	行徳建設
河川災害復旧工事(216号喜多良川)	みやこ町犀川鏡畑	3,480,000	吉村組
河川災害復旧工事(218号龍毛川)	みやこ町犀川横瀬	7,300,000	株式会社正栄
河川災害復旧工事(219号竹ノ畑川)	みやこ町犀川下伊良原	950,000	ミヤコ工業
河川災害復旧工事(221号釜之河内川)	みやこ町犀川下伊良原	2,450,000	株式会社田辺建設
河川災害復旧工事(222号釜之河内川)	みやこ町犀川下伊良原	1,228,000	有限会社京和軌道
河川災害復旧工事(223号原川)	みやこ町犀川下伊良原	1,150,000	山崎建設
道路災害復旧工事(224号井堀～峠線)	みやこ町犀川喜多良	1,380,000	秀泉設備工業

入札日 平成18年12月26日

件名	工事場所	落札額(円)	落札業者名
起工4号 農地災害復旧工事(安藤地区)	みやこ町犀川鏡畑	670,000	岡田設備
起工5号 農地災害復旧工事(神丸地区)	みやこ町犀川扇谷	740,000	ミヤコ工業
起工5号 農地災害復旧工事(峠地区)	みやこ町犀川喜多良	1,020,000	中原工務店
起工6号 道路災害復旧工事(下田地区)	みやこ町犀川大村	720,000	未廣
起工6号 農地災害復旧工事(緒方2地区)	みやこ町犀川上伊良原	640,000	有限会社京和軌道
起工7号 農地災害復旧工事(猿田地区)	みやこ町犀川上伊良原	470,000	山崎建設
起工7号 水路災害復旧工事(松原地区)	みやこ町勝山松田	750,000	堀川建設
起工8号 水路災害復旧工事(角ヶ岳地区)	みやこ町犀川鏡畑	950,000	高瀬建設
起工9号 水路災害復旧工事(柚ノ木地区)	みやこ町犀川鏡畑	780,000	高瀬建設
起工9号 水路災害復旧工事(茅田地区)	みやこ町犀川喜多良	650,000	山崎建設
起工10号 頭首工災害復旧工事(末松地区)	みやこ町犀川上高屋	630,000	岡田設備
起工11号 頭首工災害復旧工事(元木地区)	みやこ町犀川上高屋	560,000	岡田設備
起工12号 水路災害復旧工事(釜之河内地区)	みやこ町犀川下伊良原	531,000	株式会社豊建設
起工13号 水路災害復旧工事(西の塚2地区)	みやこ町犀川下伊良原	805,000	富永興業有限会社
起工14号 農地災害復旧工事(長野地区)	みやこ町犀川下伊良原	800,000	ミヤコ工業
河川災害復旧工事(217号喜多良川)	みやこ町犀川鏡畑	12,100,000	吉村組
犀川小学校西側道路復旧工事	犀川小学校	3,150,000	有限会社清和産業
長養団地内線道路改良舗装工事(1工区)	みやこ町国作地内	12,800,000	株式会社城戸石材加工所
長養団地内線道路改良舗装工事(2工区)	みやこ町国作地内	4,000,000	有限会社西座建設
田中中新地・為山線道路改良舗装工事(1工区)	みやこ町田中地内	11,900,000	東秀建設
田中中新地・為山線道路改良舗装工事(2工区)	みやこ町田中地内	13,818,000	柴村建設

入札日 平成18年12月28日

件名	工事場所	落札額(円)	落札業者名
町道前田・五反田線 道路改良工事	みやこ町犀川末江地内	20,000,000	中野建設工業

測量・コンサル関係

入札日 平成18年12月28日

件名	業務場所	落札額(円)	落札業者名
黒田305号線測量設計業務	みやこ町勝山箕田	1,350,000	有限会社国土測研
徳政・神社線道路改良舗装工事測量設計業務	みやこ町徳政	4,200,000	有限会社中村測量設計事務所
蓮田・豊田線道路改良舗装工事測量設計業務	みやこ町徳永	1,550,000	株式会社北斗綜合設計

公共事業入札結果(指名競争入札)についてお知らせします

みやこ町農業委員会委員一般選挙



投票日は2月25日(日)です。
投票時間は7時から19時まで
この選挙に投票ができるかた
◎当該農業委員会の区域内に住所を有しているかた
◎満20歳以上のかた（昭和61年4月1日までに生まれたかた）
◎10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者またはその者の同居の親族またはその配偶者
以上の要件を満たし、平成18年1月1日を基準日として平成18年3月31日に確定した農業委員会委員選挙人名簿に登録されているかたです。

期日前投票ができます
(お願い 投票所へは入場券をご持参ください)

期間 2月21日(水)～2月24日(土)まで

時間 8時30分～20時まで

期日前投票所の場所

住所の別	期日前投票所
旧犀川町にお住まいのかた	みやこ町役場犀川支所 2階 会議室
旧勝山町にお住まいのかた	みやこ町役場本庁 3階 大会議室
旧豊津町にお住まいのかた	みやこ町豊津公民館(支所横)ホール

↓山頂で障子ヶ岳初日ノ出を見る会会長の梅本正さんがあいさつをしました



→山頂で頂いた障子ヶ岳初日ノ出登山記念。数に限りがあるため、大変貴重なものです。



航海記

元旦に早朝5時半から「障子ヶ岳初日ノ出を見る会」の取材のため、障子ヶ岳の登山をしました。

曇り空のため、2分少々しか日の出を拝むことができませんでした。赤く輝く太陽はとて力強く感じ、「夢」や「希望」という言葉が脳裏をよぎりました。

3月20日に誕生日を迎える「みやこ町」。「夢」そして「希望」を持ちつつ、今年もがんばります。 香月

1月7日に行われた成人式。雪が降るのではと心配しましたが、当日は新成人のみなさんの門出を祝うような見事な晴天でした。艶やかな振袖姿を見ていると、自分の成人式を思い出し、久しぶりに私も着物を着てみたくなりました。

来年の初詣は着物で行こうかな、と思いましたが、ちよつと気が早すぎて鬼に笑われそうです。 中村